

出席停止の取り扱いについて

令和 年 月 日

保護者様(学年 組 生徒氏名)

次の表にあげた病気にかかっている場合、他の児童生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により、病気が治るまで本人の出席を停止するように定められています。なお、感染予防のため、校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。病気が治り、他に感染するおそれなくなり登校する場合は、下記の「治癒証明書」に医師から記入していただいてから学校に提出してください。

東京都立神津高等学校長

対象疾病	出席停止の期間
第1種	
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(N5N1)	感染源となりうる期間は原則入院。 治癒するまで出席停止
第2種	
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の抗菌薬投与終了後
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺などの腫脹発現後5日を経過し、かつ全身状態良好になるまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれなくなるまで
第3種	
コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他感染の恐れがある伝染病	伝染のおそれなくなるまで

-----キリ-----

治癒証明

東京都立神津高等学校長殿

都立神津高等学校 年 組

保護者氏名 印

生徒氏名 男・女

*下線部分は事前に記入して下さい

記入日： 令和 年 月 日

診断名：

医療機関名：

診断日： 令和 年 月 日

住所：

治癒証明日： 令和 年 月 日

医師名 (印)